

神奈川県漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

なお、この指示の有効期間は、令和4年5月1日から令和7年4月30日までとする。

令和4年4月8日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 東京内湾

旧羽田沖灯浮標位置（北緯35度32分11.7秒、東経139度49分6.4秒）、旧川崎航路第2号灯浮標位置（北緯35度30分20.2秒、東経139度47分58.6秒）、JFEスチール扇島第4号灯浮標（北緯35度28分24.8秒、東経139度45分1.3秒）、旧横浜根岸第2号灯浮標位置（北緯35度23分39.3秒、東経139度41分2.9秒）、横須賀市猿島北端及び同市旗山埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

2 東京湾

横須賀市観音埼突端、同市久里浜地先海瀬島灯標（北緯35度12分43.4秒、東経139度44分7.2秒）及び三浦市劔埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

3 相模湾

(1) イとロを結んだ線以東の海面における操業を禁止する。

(2) イ、ロ、ハ及びイを順次結んだ線によって囲まれた海面における操業は、同時に操業する統数を6箇統以内とする。

(3) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリを順次結んだ線以北の海面における操業を禁止する。ただし、関係漁業者等との間に操業に関する協議が成立し、神奈川県漁業調整委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

備考 上記(1)、(2)及び(3)のうち符号によって示される点の位置は、次のとおりとする。

- イ 横須賀市長ヶ崎突端
- ロ 逗子市大崎突端
- ハ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線とロと足柄下郡真鶴町笠島（通称三ツ石）南端を結んだ線との交点
- ニ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線との交点
- ホ 藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線との交点
- ヘ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点
- ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見埼と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点
- チ 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見埼を結んだ線とリを基点Aとし、静岡県熱海市初島初島燈台中心点を基点Bとし、基点Aから基点Bを見通す線を0度として、基点Aを中心とする左回り34度20分の線との交点
- リ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央

(略圖)

